

1 目的

夜間中学の教育活動を体験する機会を設け、一般県民の夜間中学への理解促進を図る。

2 対象者

中学生以上で夜間中学に関心を有する者

3 会場及び開催日

県内 2 会場、各会場 3 回開催する

甲府会場：山梨県立図書館（甲府市北口 2-8-1 電話：055-255-1040）

第 1 回：令和 8 年 10 月 14 日（水）、第 2 回：12 月 4 日（金）、第 3 回：令和 9 年 2 月 26 日（金）

富士吉田会場：富士吉田市民会館（富士吉田市緑ヶ丘 2-5-23 電話：0555-23-3100）

第 1 回：令和 8 年 10 月 21 日（水）、第 2 回：12 月 10 日（木）、第 3 回：令和 9 年 3 月 5 日（金）

4 参加定員

各回 30 名程度

参加者 1 名につき同行者 1 名まで参加可能

見学は不可

5 体験授業の教科

中学校程度の英語科及び社会科

6 授業体験会の日程

各回とも次の日程とする。

17:30～18:00 受付

18:00～18:15 はじめの会

18:20～18:50 授業体験 1（英語科）

18:50～18:55 休憩

18:55～19:25 授業体験 2（社会科）

19:25～19:40 おわりの会（アンケート記入後解散）

19:40～19:55 質問コーナー（希望者のみ）

20:00 終了

7 参加費

無料（ただし、山梨県立図書館の駐車料は参加者負担）

8 申込

（1）期間

9 月 25 日（金）から各開催日の 7 日前まで（土日、祝日、12 月 28 日～1 月 3 日を除く）

【各回の締切日】

甲府会場

第 1 回：令和 8 年 10 月 7 日（水）、第 2 回：11 月 27 日（金）、第 3 回：令和 9 年 2 月 19 日（金）

富士吉田会場

第 1 回：令和 8 年 10 月 14 日（水）、第 2 回：12 月 3 日（木）、第 3 回：令和 9 年 2 月 26 日（金）

※申込状況に応じて申込期間を延長する場合がある。

（2）方法

①申込フォーム（県ホームページまたはチラシにある QR コードの読み取りによる）

②メール

③電話 9:00～17:00（12:00～13:00、土日、祝日、12 月 28 日～1 月 3 日を除く）

(3) 記載事項

①氏名 ②住所 ③年齢 ④連絡がとれる電話番号 ⑤参加希望日及び参加会場 ⑥同行者の有無 ⑦カウンセラー相談会の希望と希望日 ⑧メールアドレス（保有している場合）

※同行者も体験授業またはカウンセラー相談会に参加する場合、同行者の氏名、電話番号、参加者との関係について記載する。

9 参加決定

先着順とする。

参加の可否については、申込を受けた日から2日以内（申込を受けた日から2日以内が土日祝日の場合、直近の平日）に電話またはメールにて連絡する。

10 参加辞退の連絡

電話またはメールにて事前に教育企画室に連絡する。

授業体験会当日の参加辞退は電話のみとし、17:00までに教育企画室に連絡する。

11 カウンセラー相談会

(1) 目的

学校や学習に関する不安を抱える方が、安心して相談できる機会を提供する。

(2) 開催日

授業体験会と同じ

(3) 相談会日程

17:45～18:00 相談会①受付

18:00～18:30 相談会①

18:30～18:40 相談会②受付

18:40～19:10 相談会②

19:10～19:20 相談会③受付

19:20～19:50 相談会③

20:00 終了

(4) その他

事前予約を基本とし、予約状況に応じて、当日の申込も可能とする。

相談時間は、1人あたり30分程度とし、申込は1人1回を限度とする。

相談会のみ参加も可能とする。

12 18歳未満の方の参加

保護者による参加承諾書を前日までに提出する。

提出方法は、申込フォーム FAX 郵送（郵送料は申込者負担とする）

13 個人情報の取り扱い

応募者の個人情報は、本事業に関する業務以外には使用せず、法令等に基づく場合を除き本人の同意なしに第三者へ提供しない。

14 授業体験会開催中止の連絡

荒天時など不測の事態により開催を中止する場合は、電話または県ホームページにて参加者全員に連絡する。なお、中止となった場合、振替の授業体験会は実施しない。

15 その他

参加者からの夜間中学の教育内容等に関する質問に関しては、おわりの会終了後個別に対応する。

16 申込・問い合わせ先

山梨県教育庁総務課教育企画室（甲府市丸の内1-6-1 防災新館3階）

電話：055-223-1707 9:00～17:00（12:00～13:00を除く） FAX：055-223-1768

Mail：kyouiku-kikaku@pref.yamanashi.lg.jp

17 施行日

本要項は令和8年8月26日から施行する。